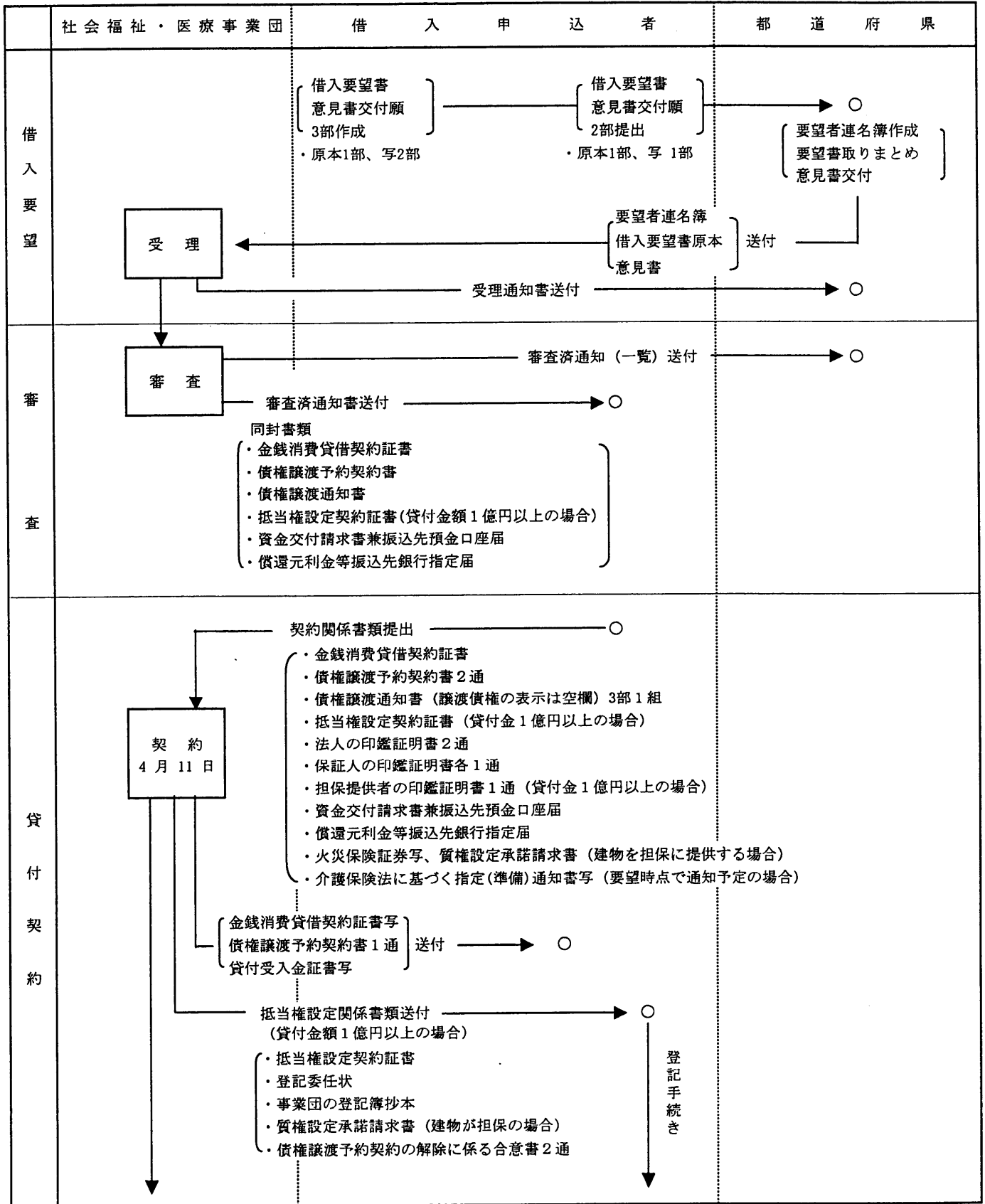
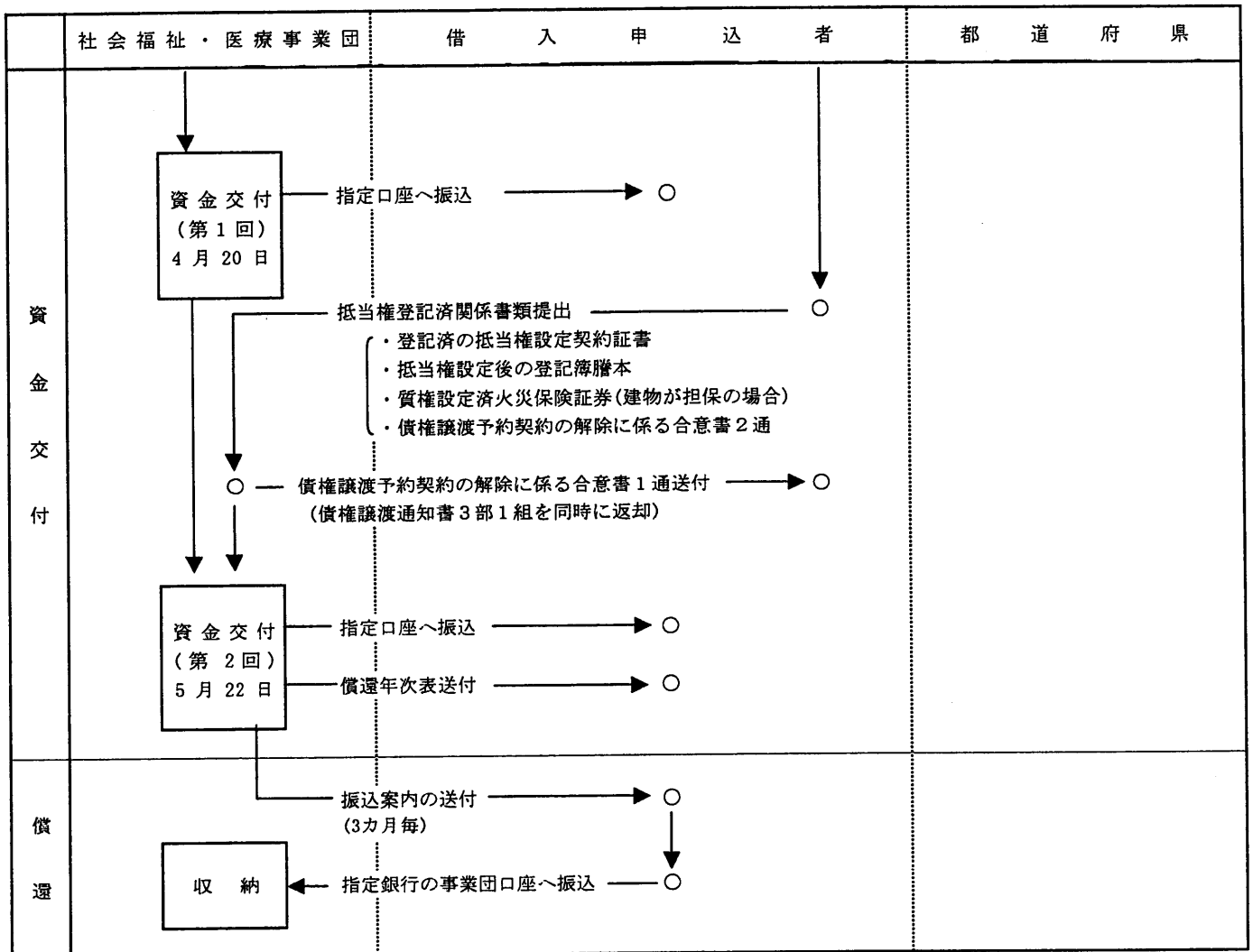


第 2 参 考 资 料

1. 経営資金（つなぎ資金）の借入申込から償還までの手続き（フロー）





2. 経営資金(つなぎ資金)に係る貸付利率分類表

貸付対象 (現行の貸付対象に基づく分類)	貸付けの相手方	利率 平成11年11月12日現在
介護老人福祉施設として指定を受けた次の施設 特別養護老人ホーム 居宅サービス事業所として指定を受けた次の施設 軽費老人ホーム 老人短期入所施設 老人短期入所事業を行う養護老人ホーム 老人短期入所事業を行う特別養護老人ホーム 老人デイサービスセンター 老人デイサービス事業を行う養護老人ホーム 老人デイサービス事業を行う特別養護老人ホーム 老人デイサービス事業を行う老人福祉センター	社会福祉法人 日本赤十字社 民法第34条法人 医療法人	社会福祉事業施設に係る 利率(2.0%)
居宅サービス事業所として指定を受けた次の施設 痴呆性老人グループホーム 老人デイサービス事業に係る施設 老人短期入所事業に係る施設 在宅介護サービス事業に係る施設	社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人	社会福祉事業施設に係る 利率(2.0%)
居宅サービス事業所として指定を受けた次の施設 痴呆性老人グループホーム 老人デイサービス事業に係る施設 老人短期入所事業に係る施設 在宅介護サービス事業に係る施設	法人(社会福祉法人、日本赤十字社、及び医療法人を除く)	在宅サービス事業等に係る利率(2.2%)
居宅サービス事業所として指定を受けた次の施設 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設	法人(社会福祉法人、日本赤十字社、民法第34条法人及び医療法人を除く)	在宅サービス事業等に係る利率(2.2%)
居宅サービス事業所として指定を受けた次の施設 在宅入浴サービス事業に係る施設	法人	在宅サービス事業等に係る利率(2.2%)

3. 介護報酬債権の債権譲渡予約契約について

(1) 債権譲渡予約契約締結の目的

今般の介護保険制度移行に伴う経営資金（つなぎ資金）の貸付においては、移行時における介護報酬が約3カ月遅れで支払われることになることから、移行時の4月に資金を交付する必要がある。このため、迅速な資金交付を行う観点から、不動産担保徴求に代えて、債務者である法人の介護報酬債権について債権譲渡予約契約を締結することにより債権保全を図るものである。

(2) 債権譲渡予約契約書及び債権譲渡通知書の内容

- ① 予約契約書は相互記名押印する。
- ② 債権譲渡通知書の日付及び譲渡債権の表示欄は空欄とする。
(債権譲渡通知を国民健康保険団体連合会に送付する際に、当該部分を事業団において補充する。)

(3) 契約の効力

- ① 事業団が債権譲渡を受ける必要があると判断して、法人に対し、予約完結権行使の意思表示を行うとともに、第三債務者である施設所在地の都道府県国民健康保険団体連合会（以下「第三債務者」という。）に対し、債権譲渡通知書を送付することにより、債権譲渡の効力が発生する。
- ② 第三債務者へ債権譲渡通知書を送付すると、当該通知書に記載された譲渡債権の内容に不備が無い場合、第三債務者から債権譲渡通知書に記載された金額が事業団へ送金されることとなる。

(4) 契約手続

- ① 借入要望に対する審査済通知を行う際に、事業団が債権譲渡予約契約書及び債権譲渡通知書の様式を法人へ送付する。
- ② 法人は、債権譲渡予約契約書（2通）に記名押印し、日付及び債権の表示欄を空欄とした債権譲渡通知書（内容証明として発送するため、同じもの3部）及び法人の印鑑証明書を併せて事業団へ提出する。
- ③ 金銭消費貸借契約と同時に債権譲渡予約契約を締結（契約書2通を作成）し、当該契約書1通を法人に送付する。
- ④ 債権譲渡通知書並びに法人の印鑑証明書は、事業団において保管管理する。

(5) 債権譲渡予約完結権の行使

① 予約完結権を行使する場合

ア 金銭消費貸借契約証書第1条の規定に基づき、借入金債務の全部について期限の利益を失った場合に行使する。

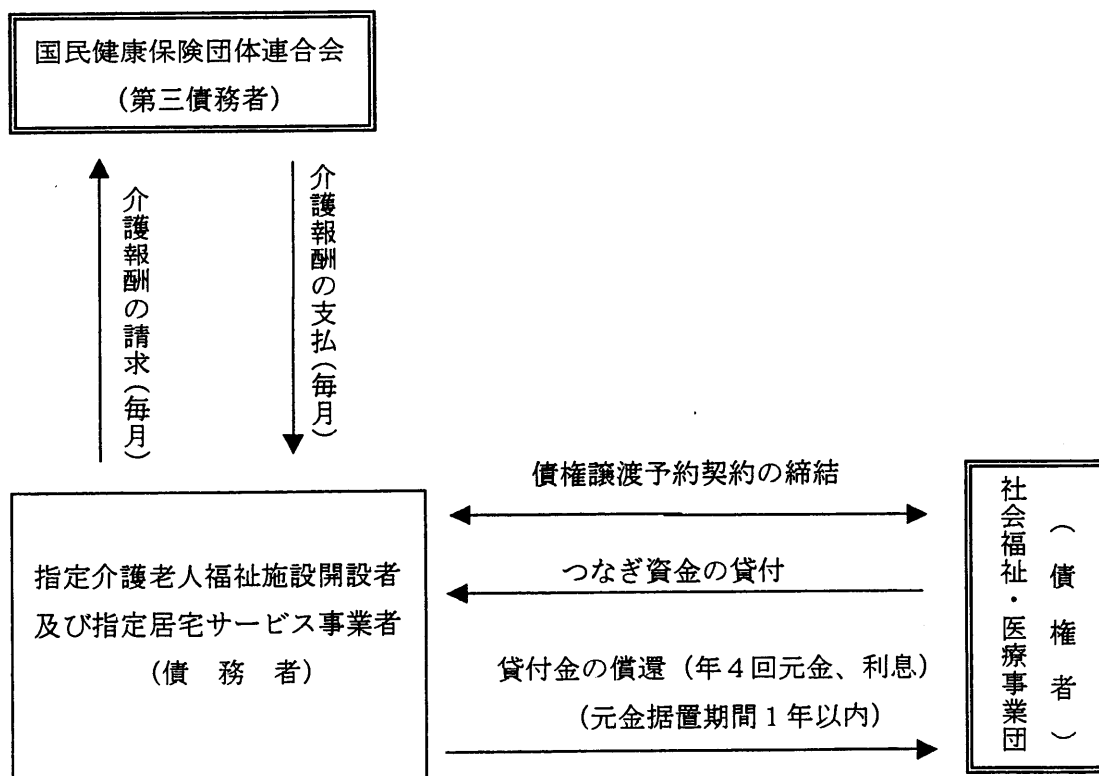
イ 延滞が生じた場合については、督促等を行っても払込みが無く、また、貸付債権の全額を担保できる不動産担保の提供を求めても提供が無いことにより、貸付金債務の全部について期限の利益を失わせる必要があると認められる場合に行使する。

② 手 続

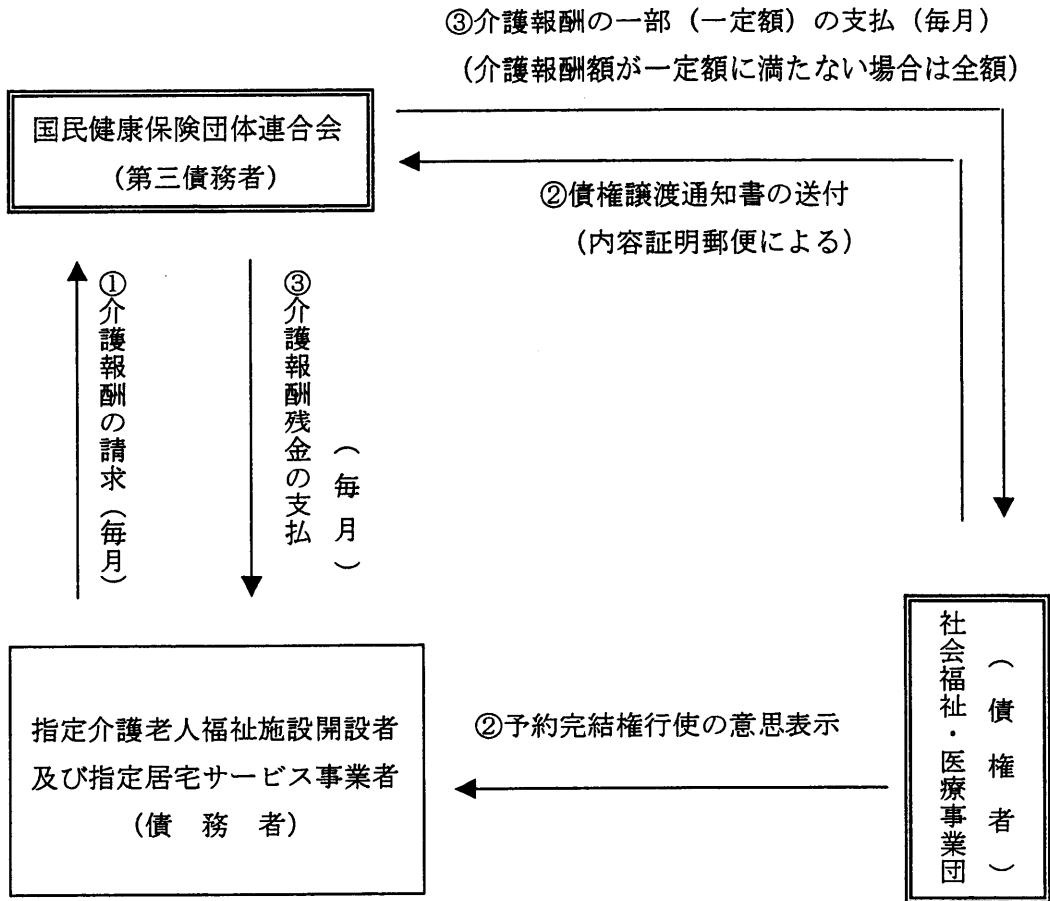
ア 債務者に対し、内容証明郵便により予約完結権行使の意思表示を行う。

イ 債権譲渡通知書の日付及び譲渡債権表示欄を事業団において補充したうえ、内容証明郵便により第三債務者へ送付する。

◎ 通常の場合



◎ 債権譲渡予約完結権を行使する場合



4. 任意繰上償還に伴う弁済補償金の目安

下記の条件で借り入れた資金を全額繰上償還すると仮定して弁済補償金の額を試算すると、次のようになりますので参考にして下さい。

借入条件:借入金額40,000千円、償還期間5年(据置1年)、3カ月毎の均等償還、借入金利2.0%

(注)割引率は平成11年10月31日時点のものを使用

(1) 2年経過後に貸付残高30,000千円を全額繰上償還する場合

回次	貸付残高 (A)	元金 (B)	利息 (C)	元利金 (D) = (B) + (C)	割引率 (E)	現在価値 (F) = (D) × (E)
	30,000,000					
1	27,500,000	2,500,000	150,000	2,650,000	0.999968	2,649,915
2	25,000,000	2,500,000	137,500	2,637,500	0.999872	2,637,162
3	22,500,000	2,500,000	125,000	2,625,000	0.999721	2,624,267
4	20,000,000	2,500,000	112,500	2,612,500	0.999454	2,611,073
5	17,500,000	2,500,000	100,000	2,600,000	0.999059	2,597,553
6	15,000,000	2,500,000	87,500	2,587,500	0.998402	2,583,365
7	12,500,000	2,500,000	75,000	2,575,000	0.997590	2,568,794
8	10,000,000	2,500,000	62,500	2,562,500	0.996459	2,553,426
9	7,500,000	2,500,000	50,000	2,550,000	0.995247	2,537,879
10	5,000,000	2,500,000	37,500	2,537,500	0.993867	2,521,937
11	2,500,000	2,500,000	25,000	2,525,000	0.992065	2,504,964
12	0	2,500,000	12,500	2,512,500	0.989407	2,485,885
合計		30,000,000	975,000	30,975,000		30,876,220

弁済補償金 876,220 円 = 現在価値 30,876,220 円 - 繰上償還元金 30,000,000 円

(2) 3年経過後に貸付残高20,000千円を全額繰上償還する場合

回次	貸付残高 (A)	元金 (B)	利息 (C)	元利金 (D) = (B) + (C)	割引率 (E)	現在価値 (F) = (D) × (E)
	20,000,000					
1	17,500,000	2,500,000	100,000	2,600,000	0.999968	2,599,916
2	15,000,000	2,500,000	87,500	2,587,500	0.999872	2,587,168
3	12,500,000	2,500,000	75,000	2,575,000	0.999721	2,574,281
4	10,000,000	2,500,000	62,500	2,562,500	0.999454	2,561,100
5	7,500,000	2,500,000	50,000	2,550,000	0.999059	2,547,600
6	5,000,000	2,500,000	37,500	2,537,500	0.998402	2,533,445
7	2,500,000	2,500,000	25,000	2,525,000	0.997590	2,518,914
8	0	2,500,000	12,500	2,512,500	0.996459	2,503,603
合計		20,000,000	450,000	20,450,000		20,426,027

弁済補償金 426,027 円 = 現在価値 20,426,027 円 - 繰上償還元金 20,000,000 円

(3) 4年経過後に貸付残高10,000千円を全額繰上償還する場合

回次	貸付残高 (A)	元金 (B)	利息 (C)	元利金 (D) = (B) + (C)	割引率 (E)	現在価値 (F) = (D) × (E)
	10,000,000					
1	7,500,000	2,500,000	50,000	2,550,000	0.999968	2,549,918
2	5,000,000	2,500,000	37,500	2,537,500	0.999872	2,537,175
3	2,500,000	2,500,000	25,000	2,525,000	0.999721	2,524,295
4	0	2,500,000	12,500	2,512,500	0.999454	2,511,128
合計		10,000,000	125,000	10,125,000		10,122,516

弁済補償金 122,516 円 = 現在価値 10,122,516 円 - 繰上償還元金 10,000,000 円